

# 淀川水系流域委員会

## 観点及び指標に関する主な意見と見直し案

平成28年2月22日

近畿地方整備局

# 観点・指標の見直し案

## 【点検項目】: 人と川とのつながり > 日常からの川と人とのつながり構築 > 河川レンジャー

### ◆委員からの主な意見:

- ・河川レンジャーは人数だけでなく、メンバーの更新など構成の多様化も評価に値する。
- ・河川レンジャーの進捗状況を、現在のような河川レンジャーの人数や交流内容・回数では把握出来ない。何と何をつないだかや連携した相手の変化などを盛り込むべきである。
- ・いい川にしていく整備にどれだけ河川レンジャーが関わったかを新たな指標に設けてはどうか。
- ・河川レンジャーの指標として、活動プログラムをどう組み立てているかがわかる指標を新たに設けてはどうか。
- ・レンジャー制度として閉じた評価ではなく、環境、治水、河川管理等の観点からレンジャー活動を評価することも必要であり、指標のもう一つ外側に他の点検の項目に対する貢献度のような欄を設けてレンジャーはこれだけ自主的に掲げた目標に対して貢献しているという形で評価されてはどうか。

現行	
観点	指標
河川レンジャーの進捗状況	河川レンジャー選任システム・在籍人数 河川レンジャーと住民・住民団体との交流内容・回数

→

見直し案	
観点	指標
河川レンジャーの充実	河川レンジャー在籍人数(治水・環境・防災などの拡大)と、住民・住民団体(NPO等)との交流内容(回数)など  番号3・4※

※番号: 資料4の表中の「番号」に対応

# 観点・指標の見直し案

【点検項目】: 人と川とのつながり＞憩い、安らげる河川の整備＞バリアフリー

◆委員からの主な意見:

- ・バリアフリーについては点検の方法を再検討するべき。

現行	
観点	指標
憩い、安らげる河川を目指した河川事業の実施状況	バリアフリー化の内容・実施箇所数 河川を安心して利用できる整備内容・箇所数

→

見直し案	
観点	指標
憩い、安らげる河川の整備	河川を安心して利用できる整備内容・箇所数など  番号12・13

## 【点検項目】: 治水・防災＞危機管理体制の構築＞

### ◆委員からの主な意見:

- ・災害が頻発していないようなところでこそ災害意識が高まる事が大切であるため、そういうところでの防災意識の向上の取り組みも進捗点検にいられていただきたい。
- ・洪水に関する情報の伝達は、単に市町村に繋げる光ファイバーケーブル設備を接続した数ではなく、例えば何割の市町村でCCTV等の防災情報を見ることができているのかを確認した方がいい。また個人宛の情報提供手段の検討とそれがどのように使っているのかモニタリングが必要である。
- ・今年も何回か京都近辺で避難準備に関する情報が次々と出たがなぜこの地域にこういう情報が出たのかが、調べてもすぐにはわからない。水害関係の情報提供については、ポータルサイトがあるかどうかポイント。ポータルサイトには、整備局の情報を示す部分と、市町村に情報の示し方を例示する部分(ガイドライン)、各市町村の情報の入り口を示す部分で構成。これにより、地域住民にも避難情報の背景を理解するための情報が参照できる形になる。これらのポータルサイトでどの程度周辺情報を把握できるかを検討しておくことが必要。
- ・アンケートやハザードマップは配布するだけでなく関心をもってもらうことが大事。そのためには現在の街の状況や内在する危険を知らせることから順番にレベルアップしていくことが必要。
- ・勉強会、マイ防災マップ作りなどの対象者は現在の消防団の機能を担い得る様々な人が考えられる。例えば女性や子供が担える機能など、消防団の役割を細分化し、地域で分担して消防団の機能を補完しあうという考え方もある。また、評価の際、誰に対してどういうプログラムを提供し、何をできるようになったのかを言及できるのではないか。
- ・タイムラインというものを一つ避難勧告指示の発令基準の明確化、いわゆる要援護者に配慮したという主語に適合した内容として報告をいただいた方がいい。マイ防災マップ等でも要援護者というところの観点をもうちょっと入れていただきたい。
- ・水防に関する講演・出前講座の回数が平成23年から減っている。講座を受けた方は習熟されると、講座が必要なくなったり、講座を受けた方が自ら講習をされたりといった状況が推定される。こういった場合、今後も減少していくことが想定されるので、指導者の育成の観点を追加する等の工夫をしてはどうか。
- ・水害に強い地域づくり協議会を行ったという点検だけでなく、協議会を行った結果どのように受け止められているか、どのように普及したか、どのように役立っているかという点検も必要である。

# 観点・指標の見直し案

## 【点検項目】: 治水・防災＞危機管理体制の構築＞ つづき

現行	
観点	指標
破堤氾濫に備えた被害の軽減対策, 避難体制の整備状況	災害体験者からの災害状況の聞き取り及びその情報発信内容
	自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数
	ハザードマップの作成内容・作成済み市町村数
	～
	災害時要援護者に配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の内容
	～
水防団の高齢化に対する支援の内容	内容・講演、出前講座実施回数
	～
	水害に強い地域づくり協議会実施内容・開催回数

→

見直し案	
観点	指標
破堤氾濫に備えた被害の軽減対策, 避難体制の確立	災害体験者からの災害状況の聞き取り及び防災意識の啓発内容など 番号57
	自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制など 番号58
	ハザードマップの作成内容・フォローアップ など 番号59
	～
	災害対応プログラムの作成内容（災害時要援護者に配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の内容） など 番号61
	～
水防活動、水防訓練への支援内容及び水防技術の継承 など	番号63
	～
	水害に強い地域づくりに向けた取組内容 など 番号67

# 観点・指標の見直し案

## 【点検項目】: 利用＞川らしい利用の促進＞

### ◆委員からの主な意見:

- ・学習機会の実施回数を評価しているが、川の利用に結びつく活動だったのかという視点で内容を評価する必要がある。
- ・イベントだけでなく、実際のところ川で遊びまくってる人たち、子供たちがどの程度いるのかという実態の把握が必要。また、漁やヨシズを生業としている方など一次産業の方の関わり方も川を特徴づける川らしい利用と思われる。

現行		見直し案	
観点	指標	観点	指標
「川に活かされた利用」の実施状況	環境学習などの実施内容・回数	「川に活かされた利用」の実施	河川でしか出来ない利用の実施内容など

→

番号103

# 観点・指標の見直し案

## 【点検項目】: 利用＞川らしい利用の促進＞

### ◆委員からの主な意見:

- ・川らしい利用と銘打っている限り、利用の中身が川らしい利用になってるかを見る必要がある。川らしい利用がどういったものかをリストアップし、実際の利用がリストアップしたものにどれくらいの割合で達しているかを評価することも一つの方法である。
- ・保全利用委員会の開催数だけでなく、公園施設等対象件数に対してどのくらいの件数が審議されたか分かるようにしていただきたい。川らしい河川敷利用については、淀川水系全体に全て共通の川らしい利用ということではなく、各河川毎の川らしい利用の検討をお願いしたい。
- ・河川の利用に関してはどんな利用を促進できたかということが重要であり、指標の中に利用実態のモニタリングという項目を設けていただいて、保全利用委員会の中で検討していただくことで、その結果がこの進捗点検の中にも反映されてくるのではないかと。

現行		見直し案	
観点	指標	観点	指標
陸域・水陸移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組状況(川らしい河川敷利用)	河川保全利用委員会の取組内容・回数	陸域・水陸移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組(川らしい河川敷利用)	河川保全利用に関する取組内容など

→

番号104

# 観点・指標の見直し案

## 【点検項目】: 利用＞憩い、安らげる河川の整備＞小径(散策路)の整備

### ◆委員からの主な意見:

- ・小径はハード整備だけではなく、ソフト面をいかに充実させるかという視点も必要。
- ・小径について、整備された全体延長が記載されているが、「ここだけは整備しないと歩けない」「整備した結果、これだけの延長がつながり整備効果があった」といった整理ができないか。
- ・それぞれの地域で少しでも川に関心を持ってもらうために、地域にとって水防上重要な場所などと距離標とを、適度に関連づけて、QRコードによる情報提供等を充実させていくことが必要。

現行		見直し案	
観点	指標	観点	指標
憩い、安らげる河川の整備状況	小径(散策路)の整備内容・延長	憩い、安らげる河川の整備	小径(散策路)の利便性向上の取組内容※ など  番号108

※「人と川とのつながり」の点検項目(番号11)との重複があったため、「人と川とのつながり」については場としてのハード整備を、「利用」については、利便性を向上させるソフト対策について分けて記載することとした。



【見直し前】

「指標」として記載されている「箇所数」の点検が中心。

平成25年度 第2回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境】

河川の連続性の確保  
【観点】横断構造物（貯水ダム・砂防ダム・井堰など）による遮断対策の実施状況  
【指標】既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置箇所数

【過去の魚道の整備事例と効果検証】  
【琵琶湖河川事務所】

清筋の変化に伴い、落差工中央部に清筋ができたため、魚類等が落差工中央部で留まり遡上できずにいた。

対策前

対策後

野洲川落差工においては、清筋の変化に伴い、左右岸2基の魚道（S57年度設置）の機能が十分に発揮されない状況となったため、落差工中央部に「アユ・ビワマス・ウツセミカジカ」を対象種とした新たな魚道（ハーフコーン型）を平成20年度に設置した。

落差工中央部に遡上できずにいた魚類等が遡上できるようになり、魚道設置前に比べ、「アユ」の遡上数は309匹（H20.7調査：8匹→H22.7調査：317匹）増加した。また、新たに「ハス」の遡上を確認され、遡上確認種数は26種となった。

進捗状況	点検結果
<p>（平成24年度の実績） 淀川・宇治川・琵琶湖において進捗はなかった。</p> <p>桂川では、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら3号井堰の魚道の改良に向けた検討・設計を行った。</p> <p>木津川上流域では、木津川上流河川環境研究会の指導・助言を基に、相楽及び大河原取水堰下流において採捕したアユのDNA分析を行った結果、49検体の中で海産系のアユの特性を有する19個体が確認された。</p> <p>猪名川では、魚道のモニタリングを実施した。モニタリング結果を以下に示す。</p> <p>【アユ】 5月14日～7月3日（51日間）に三ヶ井井堰9個体、高木井堰6個体の遡上を確認された。</p> <p>【ウキゴリ】 5月14日～7月3日（51日間）に三ヶ井井堰196個体、高木井堰2個体の遡上を確認された。</p> <p>【モクスガニ】 5月14日～7月3日（51日間）に三ヶ井井堰25個体、高木井堰37個体の遡上を確認された。</p>	<p>魚道の設置や構造物の改良により生物の遡上環境が着実に改善されている。</p> <p>今後も淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら取り組みを進めるとともに、改良された横断構造物ではモニタリング等を行い、効果を検証する必要がある。</p> <p>大河原取水堰下流まで海産系アユが遡上している（相楽取水堰の魚道が機能している）ことが判明した。</p> <p>今後も木津川上流河川環境研究会の指導・助言を得ながら継続的に遡上確認をし、横断工作物の改良方策の検討、また、許可工作物については、施設管理者に対して、指導・助言等を行っていく。</p> <p>三ヶ井井堰については、維持修繕作業の影響により、十分な通水が行われていなかった。構造改良等、猪名川環境委員会等の指導・助言を得ながら継続的にモニタリングしていく。</p>

■平成25年度第1回委員会資料＜環境＞

【見直し後のイメージ】

指標の「箇所数」のみならず、現在取り組んでいる内容について具体的に記載。これまでに意見のあった、「全体像」や「効果」といった内容のほか、数値には現れない、関係機関との協議状況等の「進捗に向けた取り組み」等についても記載。

平成27年度 淀川水系流域委員会 今後の進捗点検資料イメージ

河川の連続性の確保  
【観点】横断構造物（貯水ダム・砂防ダム・井堰など）による遮断対策の実施状況

**全体像**

全体像が記載出来るものは全体像も記載

**実施内容**

指標の「回数・箇所数」等のみならず、現在取り組んでいる具体的な内容についても記載

○活動に関するアンケート結果

**進捗に向けた取り組み**

関係機関との協議のように、定量的な評価ができない場合でも、進捗に向けた取り組みについて記載。回数だけでなく、議論の内容などについても記載

**効果**

モニタリング等によって効果を把握。定量的に把握できないものについてはアンケートなども活用